

8. 健康福祉

○社会福祉

1. 社会福祉団体育成事業

地域に根ざした福祉サービスを提供している長浜市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）に対し、協議会が行う社会福祉事業や長浜市社会福祉センターの維持・管理に要する経費に対して補助を行っています。

また、地域福祉の増進に寄与することを目的に自主的な活動を実施する福祉団体に対して補助を行っています。

2. 民生委員・児童委員活動推進事業

地域住民の連帯と福祉の向上を目指し、援助と相談等を行う民生委員・児童委員の活動に対して必要な支援を行っています。

- ・民生委員・児童委員…定数325人（うち主任児童委員30人）

- ・「例会」：月1回開催（市内15の地区毎）

- ・長浜市民生委員児童委員協議会

- 「理事会」：月1回開催 「総会」：年1回開催

専門部会等を設置…高齢者福祉部会、児童福祉部会、しょうがい者福祉部会、主任児童委員連絡会、広報委員会

3. 福祉バス運行事業

社会福祉事業の振興を図り、自主的な社会活動の円滑化を図るため、地域福祉事業に取り組む団体を対象に福祉バスを運行しています。（社会福祉協議会へ事業委託）

【平成30年度運行実績】

運行台数 87台（大型：38台、中型：30台、小型：17台、リフト付：2台）

利用者数 2,125人

走行距離 16,280km

4. 結婚支援事業

地域福祉の側面から、定期的に行う結婚相談と出会いの機会を創出する結婚活動支援等を行っています。

- ・市内8会場において、相談会を月1～2回開催

- ・出会いの機会を創出するイベントへの補助事業などを実施

【平成30年度実施状況】 イベントへの補助：3件、相談員セミナーの開催：1回

5. 地域の見守り支援事業

社会福祉事業の一環として、市内各種事業者（新聞販売店、ガス会社、宅配業者等）にご協力をいただき、安心して暮らせるまちを目指して、地域の見守り支援を行っています。

【協定締結事業者】 33事業者（令和元年度当初時点）

○生活福祉

1. 生活保護の状況

区 分	平成 29 年度 (H30. 3. 31 現在)			平成 30 年度 (H31. 3. 31 現在)		
	世帯数	人 員	扶助額	世帯数	人 員	扶助額
	世帯	人	千円	世帯	人	千円
生 活 扶 助	8, 204	11, 248	453, 668	7, 940	10, 727	430, 171
住 宅 扶 助	6, 737	9, 250	204, 507	6, 561	8, 853	200, 637
教 育 扶 助	568	863	9, 405	471	711	6, 935
介 護 扶 助	2, 210	2, 263	42, 038	2, 198	2, 281	40, 819
医 療 扶 助	8, 466	10, 853	924, 268	8, 357	10, 626	964, 801
出産・生業・葬祭扶助	454	535	11, 658	422	471	10, 101
施 設 事 務 費	319	319	52, 523	282	282	49, 296
合 計	—	—	1, 698, 067	—	—	1, 702, 760

(注) 世帯数・人員は年間延数

2. 生活保護率の推移

[単位：％]

区 分	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
県	4. 20	4. 19	4. 22	4. 32	4. 52	4. 72	4. 89	5. 11	5. 46	5. 63	5. 65	5. 69
長浜市	7. 53	7. 92	7. 78	7. 67	7. 35	7. 28	7. 58	8. 80	10. 00	10. 75	10. 38	8. 62

区 分	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
県	5. 77	5. 92	6. 75	7. 47	7. 63	7. 84	8. 09	8. 23	8. 25	8. 20	8. 10	7. 95
長浜市	7. 98	7. 62	8. 60	9. 32	9. 59	9. 88	10. 02	9. 88	9. 33	9. 01	8. 68	8. 42

(注 1) 平成 1 7 年度、平成 2 1 年度は合併後の数値

(注 2) ‰＝人口 1, 000 人あたりの被保護人員 (1 年間の平均値)

3. 行旅病人(死亡人)等の救護

救護者がいない行旅病人及び死亡人の取扱並びに行旅困窮者の救護を行います。

【平成 3 0 年度】

行旅病人取扱件数	0 件
行旅死亡人取扱件数	1 件
行旅困窮者救護(回数券等給付)延件数	2 5 件
墓地埋葬法による葬祭件数	0 件

4. 住居確保給付金支給事業

離職者で就労能力及び就労意欲のある市民に対し、住宅の確保及び住宅喪失の予防を行い、就労機会の確保を支援します。

【平成 3 0 年度】 支給人数 3 人 支給延月数 8 か月 支給総額 2 9 8, 0 0 0 円

○しょうがい福祉

1. 「長浜市しょうがい福祉プラン」

本市では、しょうがい福祉を推進するため「長浜市しょうがい福祉プラン」を策定しています。この計画では、市民すべてが地域の同じ一員として尊重しあい、すべての人が自分らしく自然で心豊かな生活を送ることができるよう、「ともに支え、ともに暮らすやさしいまち長浜」の実現を基本理念としています。この基本理念の実現に向けて取り組みを進めていきます。

2. 手帳制度

身体、知的、精神にしょうがいのある人に、各種保健福祉サービスや援助事業を受けるための手帳が交付されます。

〔「身体障害者手帳」所持者の状況〕

しょうがいの種別	視 覚	聴覚・平衡	音声・言語 ・そしゃく	肢体不自由	内 部	計
1・2級	158人	100人	6人	821人	908人	1,993人
3・4級	37人	73人	44人	1,250人	438人	1,842人
5・6級	42人	88人	－人	561人	－人	691人
計	237人	261人	50人	2,632人	1,346人	4,526人

(平成31年4月1日現在)

〔「療育手帳」所持者の状況〕

しょうがいの程度	最重度(A1)	重度(A2)	中度(B1)	軽度(B2)	計
18歳未満	47人	48人	78人	147人	320人
18歳以上	162人	179人	291人	353人	985人
計	209人	227人	369人	500人	1,305人

(平成31年4月1日現在)

〔「精神障害者保健福祉手帳」所持者の状況〕

しょうがいの程度	1級	2級	3級	計
人 数	62人	475人	301人	838人

(平成31年4月1日現在)

3. 「長浜市しょうがい者自立支援審査会」

障害者総合支援法のしょうがい福祉サービスの利用には、区分1から6までの段階で表される「障害支援区分」の認定を受ける必要があります。認定は、国で定められた項目による心身状態に関する調査結果と医師意見書を資料に、審査会で判定を行う仕組みとなっています。

本市では、「長浜市しょうがい者自立支援審査会」を設置し、医療・保健・福祉の各分野で豊富な知識・経験を有する17人の委員により、合議体を3組編成し、多面的な視点による審査を実施しています。

この審査会は、地方自治法に基づく事務委託を米原市から受けて審査を実施しています。

〔審査判定の状況（のべ人数）〕

		非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
28 年 度	長浜市	0 人 0%	1 人 0.4%	33 人 13.7%	73 人 30.3%	57 人 23.6%	24 人 10.0%	53 人 22.0%	241 人 100.0%
	圏域 全体	1 人 0.3%	2 人 0.6%	44 人 14.0%	97 人 30.8%	72 人 22.9%	34 人 10.8%	65 人 20.6%	315 人 100.0%
29 年 度	長浜市	0 人 0%	0 人 0%	50 人 17.5%	83 人 29.0%	52 人 18.2%	24 人 8.4%	77 人 26.9%	286 人 100.0%
	圏域 全体	0 人 0%	0 人 0%	64 人 17.6%	99 人 27.3%	63 人 17.4%	33 人 9.1%	104 人 28.6%	363 人 100.0%
30 年 度	長浜市	1 人 0.3%	0 人 0%	62 人 18.0%	77 人 22.4%	91 人 26.4%	47 人 13.7%	66 人 19.2%	344 人 100.0%
	圏域 全体	1 人 0.2%	2 人 0.5%	74 人 16.7%	97 人 22.0%	117 人 26.5%	66 人 14.9%	85 人 19.2%	442 人 100.0%

4. しょうがい福祉サービス（障害者総合支援法：自立支援給付）

身体、知的、精神にしょうがいのある人または児童の保護者がサービスを選択し、サービスを提供する事業者や施設と契約し、ホームヘルプサービスや生活介護・就労支援等のサービスを利用すると、障害者総合支援法に基づきその費用が給付されます。なお、所得に応じて月当たりの負担上限額が設定されています。

〔支給決定者数〕※複数のしょうがいがある人は、主たるしょうがい区分にて計上

サービス	知的 しょうがい者	身体 しょうがい者	精神 しょうがい者	児童	計
居宅介護	121	114	83	22	340
重度訪問介護	1	8	0	0	9
行動援護	21	3	0	12	36
同行援護	1	45	1	0	47
療養介護	7	22	0	0	29
短期入所	127	32	12	17	188
生活介護	253	74	15	0	342
施設入所支援	80	37	2	0	119
共同生活援助	84	4	9	0	97
自立訓練〔機能訓練〕	0	1	0	0	1
自立訓練〔生活訓練〕	2	2	2	0	6
宿泊型自立訓練	2	0	0	0	2
就労移行	12	2	21	0	35
就労継続支援〔A型〕	61	18	30	0	109
就労継続支援〔B型〕	162	34	66	0	262
就労定着支援	0	0	7	0	7
地域移行・定着支援	0	0	0	0	0
児童発達支援	0	0	0	185	185
放課後等デイサービス	0	0	0	137	137
保育所等訪問支援	0	0	0	2	2

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

5. 補装具費の支給（障害者総合支援法：自立支援給付）

身体の機能を補う用具（車いす、義肢、補聴器等）が必要な人に、各物品等に定められた国の基準に従い「補装具費」として費用を支給します。自己負担は、費用の1割ですが、所得に応じて月当たりの負担上限額が定められています。

〔支給件数〕	〔交付〕	身体しょうがい者	136 件	
	〔修理〕	身体しょうがい者	118 件	（平成 30 年度）

6. 自立支援医療「更生医療」の給付（障害者総合支援法：自立支援給付）

身体にしょうがいのある人（18 歳以上）が程度を軽くし、能力を回復するための治療を行う場合の医療費を給付します。自己負担は医療費の1割ですが、収入や課税状況に応じて自己負担額の上限が定められています。

〔給付件数〕	642 件	（平成 30 年度）
--------	-------	------------

7. 自立支援医療「育成医療」の給付（障害者総合支援法：自立支援給付）

身体にしょうがいのある児童等（18 歳未満）が、生活能力を得るための治療を行う場合の医療費を給付します。自己負担は医療費の1割ですが、収入や課税状況に応じて自己負担額の上限が定められています。

〔給付件数〕	49 件	（平成 30 年度）
--------	------	------------

8. 自立支援医療「精神通院医療」の給付（障害者総合支援法：自立支援給付）

精神にしょうがいのある人が、精神科に通院して疾患の治療を行う場合の医療費を給付します。自己負担は医療費の1割ですが、収入や課税状況に応じて自己負担額の上限が定められています。

〔給付決定者数〕	1,430 人	（平成 31 年 4 月 1 日現在）
----------	---------	---------------------

9. 相談支援事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業 等）

しょうがいのある人の福祉に関する様々な問題について、しょうがいのある人や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、虐待の防止や早期発見、及び権利擁護や成年後見制度利用のための関係機関との連携調整など、必要な援助を行います。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するために、「長浜米原しょうがい者自立支援協議会」を設置し、地域の関係機関の連携強化を図っています。また、平成 31 年度より、「長浜米原しょうがい児者基幹相談調整センター」を設置するとともに、相談支援事業所に機能強化員を配置することにより、生活上のアドバイスやサービスの利用についての総合的な調整を図っています。

〔しょうがい者相談支援事業〕

〔相談支援機能強化事業〕

〔働き暮らし応援センター事業〕

10. 意思疎通の支援（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

聴覚等にしょうがいのある人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。本市しょうがい福祉課には手話通訳士を配置しています。

11. 日常生活用具の給付（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

しょうがいのある人の日常生活の便宜を図る用具（特殊寝台、拡大読書器等）やストマ装具などを給付します。自己負担は費用の1割ですが、所得に応じて月当たりの負担上限額が定められています。

〔給付件数〕	5,142 件	（平成 30 年度）
--------	---------	------------

1 2. 日常生活用具の特例給付事業

日常生活用具給付事業でストマ装具またはおむつの給付を受けている人が、月当たりの給付基準を超えて自費購入した場合、半額分を給付します。なお、月当たりの給付上限額が定められています。

〔給付件数・ストマ〕 744 件

〔給付件数・おむつ〕 117 件 (平成 30 年度)

1 3. 移動支援事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

屋外において移動に困難のあるしょうがいのある人等に対して、社会生活上不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための介護者の派遣を行います。

利用者負担は事業費の 1 割を基本としていますが、課税状況により軽減します。

〔利用状況〕 実利用者数 222 人、 14,019 時間、 31 事業所 (平成 30 年度)

1 4. 地域活動支援センター（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

地域活動支援センターは、在宅のしょうがいのある人が通う施設で、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流などの支援を行います。専門職員による各種相談、機能訓練、社会適応訓練、入浴等の事業が実施されます。

〔地域活動支援センター I 型基礎的事業〕

〔地域活動支援センター I 型機能強化事業〕

1 5. 訪問入浴サービス（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

身体に重度のしょうがいのある人の自宅に訪問して入浴サービスを提供します。

〔利用者数〕 実利用者数 21 人、1,142 回、6 事業所 (平成 30 年度)

1 6. しょうがい者生活支援事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

各種サービスの利用相談や福祉機器の利用の助言、趣味余暇活動の支援、ピアカウンセリング、パソコン教室、音楽療法教室などを実施します。

1 7. 精神しょうがい者生活支援事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

精神にしょうがいのある人に対して日常生活の相談や生活指導等を行う団体活動を支援します。

〔実施状況〕 対象団体 2 団体、登録相談員数 10 人 (平成 30 年度)

1 8. 日中一時支援事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

しょうがいのある人・子どもに対して、日中にサービス事業所や施設等で活動の場所を提供し、見守りや短時間保護、社会適応訓練、レクリエーションなどを行うサービスです。

利用者負担は事業費の 1 割を基本としていますが、課税状況により軽減します。

〔利用状況〕 実利用者数 152 人、31 事業所 (平成 30 年度)

1 9. 点字・音訳広報の発行（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

月 2 回発行の市の広報「広報ながはま」の点訳または音訳版を市内ボランティアグループに協力いただいて作成し、対象者にお届けしています。

2 0. 手話奉仕員養成事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

聴覚に障害のある人への理解と認識を深め、日常生活での手話によるコミュニケーションと交流活動を促進することを目的として「手話奉仕員養成講座」を開催し、将来的な手話通訳者や手

話ボランティアとして地域で活躍する人材を育成します。

2 1. 自動車の改造費・操作訓練費の助成（障害者総合支援法：地域生活支援事業 等）

肢体に重度のしょうがいのある人またはその介護者が運転する自動車の改造費、身体にしょうがいのある人の運転免許取得経費について助成します。10 万円を限度に助成します。

改造費助成の場合には所得制限があります。

〔支給件数〕（平成 30 年度）

「改造費助成」 8 件（本人用 5 件、介護者用 3 件）

「操作訓練費助成」 1 件

2 2. 住宅改造費の助成

視覚または肢体に重度のしょうがいのある人、または重度の知的しょうがいのある人が居住している住宅を改造する費用を助成します。

所得制限があります。助成上限額が定められています。

〔支給件数〕 8 件 （平成 30 年度）

2 3. 生活ホーム

就労等しているしょうがいのある人を受け入れ、生活の場を提供し、自立生活に必要な援助を行っているホームです。

〔利用先施設数及び利用者数〕 1 カ所 1 人 （平成 30 年度）

2 4. 福祉手当の支給

心身に重度のしょうがいのある在宅の人や児童、または中度以上のしょうがいのある在宅の児童を養育する人に手当を支給します。

〔支給件数〕 「特別障害者手当」 122 件

「障害児福祉手当」 88 件

「福祉手当（経過措置）」 4 件

「特別児童扶養手当」 190 件 （平成 30 年度）

2 5. 精神しょうがい者医療費助成

「精神障害者保健福祉手帳」1・2 級の人に、医療費の自己負担額を助成します。所得制限があります。1 級の人には全科の入院・外来医療費、2 級の人には精神疾患を治療している外来医療費を対象に助成します。

〔助成決定者数〕（1 級） 66 人、（2 級） 431 人 （平成 31 年 4 月）

〔内訳（重複有）〕（【 】は助成区分番号）

「精神しょうがい者／児【70】」 412 人

「精神障害者保健福祉手帳」1・2 級の人で、自立支援医療（精神通院）支給認定者

「精神しょうがい老人【75】」 59 人

精神しょうがい者【70】に該当する人で、後期高齢者医療制度加入者

「重度しょうがい者／児【47】」 42 人

「精神障害者保健福祉手帳」1 級の人（精神科通院時は【70】を使用）

「重度しょうがい老人【85】」 24 人

重度しょうがい者【47】に該当する人で、後期高齢者医療制度加入者
（精神科通院時は【75】を使用）

26. 人工透析患者通院交通費助成金の支給

人工透析療法を受けるため、月に8回以上通院している人に、医療機関までの距離に応じて月額1,000円または2,000円を支給します。所得による制限があります。

〔支給件数〕 129件 (平成30年度)

27. 社会参加援助金の支給

在宅で75歳未満の、「身体障害者手帳」1・2級、「精神障害者保健福祉手帳」1・2級または「療育手帳」をお持ちの人に年額12,000円を支給します。

〔支給件数〕 身体しょうがい者 904件
知的しょうがい者 1,080件
精神しょうがい者 448件 (平成30年度)

28. スモンしょうがい者支援

在宅のスモン患者に対して、年額35,000円を採暖に要する費用の助成として支給します。

〔支給件数〕 1件 (平成30年度)

29. 衛生材料の支給

重度のしょうがいがあるため常時おむつが必要な人に衛生材料54,000円分(年間)を支給します。所得制限があります。

〔支給件数〕 124件 (平成30年度)

30. 「食」の自立支援事業(配食サービス)

重度のしょうがいがある人のみの世帯または同居者すべてが高齢の世帯の人を対象に、週5回を限度に昼食を宅配します。費用の一部は自己負担になります。

〔支給件数〕 15人 (平成30年度)

31. 訪問理美容サービス

重度のしょうがいがある人のみの世帯または同居者すべてが高齢の世帯の人を対象に、在宅生活での保潔のため、居宅において理美容を行います。

〔利用件数〕 32人 58件 (平成30年度)

32. 福祉電話・ファックスの貸与

外出が困難な重度のしょうがい者や聴覚音声言語機能にしょうがいのある人に、電話、ファックスまたはフラッシュベルを貸与します。所得制限があります。

〔貸与件数〕 2件 (平成30年度)

33. 点字新聞購読費の助成

点字新聞を購読している視覚にしょうがいのある人に、購読にかかる経費について年間14,000円を限度に助成します。

34. 発達支援事業(児童福祉法:児童発達支援等)

心身の発達に何らかの課題がある就学前の児童に対し、個々の特性や状態に応じた支援を提供す

るとともに、その家族や支援者に対して専門的知識・技術に基づいた支援をおこないます。

長浜市児童発達支援センター（小堀町 32 番地 3）

長浜市こども療育センターわかば園（内保町 480 番地 3）

長浜市こども療育センターいちご園（高月町渡岸寺 160）

3 5. 障害児相談支援事業（児童福祉法：障害児相談支援 等）

心身の発達に何らかの課題がある児童や家族等の依頼に基づき、福祉サービス利用のための計画作成や申請手続き等の支援をおこないます。

長浜市相談支援事業所（小堀町 32 番地 3）

3 6. 料金の割引、税金の減免など

身体障害者手帳等を所持している人を対象にその等級によって各種の割引制度などがあります。鉄道・バス・タクシー・航空運賃、有料道路通行料、NHK放送受信料などについては料金の割引があります。住民税・自動車税・所得税・相続税・贈与税については、しょうがいのある人または扶養者は所得控除や非課税などの措置が受けられます。

3 7. 福祉圏域事業の展開

本市は、米原市とともに湖北福祉圏域を構成しており、しょうがい福祉施策に関しては一部、共同で事業をすすめています。

「長浜米原しょうがい児者基幹相談調整センター」のほか、「働き暮らし応援センター」、「地域活動支援センター」、「長浜米原しょうがい者自立支援協議会」、相談支援、スポーツ教室等の事業について、運営や調整を行っています。

3 8. しょうがい福祉施設への受注拡大

障害者就労施設等で働くしょうがい者等の所得の向上と社会参加促進を目的として、市の物品購入や業務委託について「障害者優先調達推進法」や「長浜市しょうがい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、発注の拡大に向けて取組みを進めます。

○児童福祉

1. 家庭児童相談室運営状況

【相談員数】 9人 (平成30年度)

相談内容	養護	保健	障害	非行	育成	DV	その他	計
相談 件数	695件 (内児童 虐待関係 480件)	21件	27件	8件	75件	92件	72件	990件

2. 児童遊園

【設置数】 4か所 (千草児童遊園・田村山児童遊園・上坂児童遊園・鳥羽上児童遊園)

3. 児童手当支給状況

【対象者】 中学校修了前の児童を養育している親等に支給

【支給額】 3才未満、3才以上小学校修了前(第3子以降) 15,000円

3才以上小学校修了前(第1、2子) 中学生 10,000円

所得制限限度額を超える場合(特例給付) 5,000円

【支給状況】 児童の数 15,017人

受給者数 8,781人(平成31年2月定期払時)

4. 地域子育て支援センター事業

【支援内容】 ①子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進

②子育て等に関する相談及び援助の実施

③地域の子育て関連情報の提供

④子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施

【実施場所】

(公設4か所) ・サンサンランド子育て支援センター(長浜市児童文化センター内)

・こどもらんど子育て支援センター(浅井子どもの館内)

※令和元年10月から浅井農村環境改善センターに移転予定

・のびのびらんど子育て支援センター(びわ認定こども園内)

・あいあいらんど子育て支援センター(高月支所内)

(民設(委託)4か所)

・チャイルドハウス子育て支援センター(チャイルドハウス児童センター内)

(事業委託 社会福祉法人 石龍会)

・ニコニコひろば(小谷児童館内)

(事業委託 社会福祉法人 光寿会)

・子育て広場 スキップ(六荘まちづくりセンター内)

(事業委託 六荘地区地域づくり協議会)

・まちのほけんしつ きずな

(事業委託 医療法人 まちのほけんしつ)

5. ファミリー・サポート・センター事業

【事業内容】子どもを預けたい人（おねがい会員）と預かれる人（まかせて会員）が育児の相互援助活動を支援することで仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境と地域の子育て支援を行う。

【対象者】 まかせて会員・・・市内在住で自宅で子どもを預かることができる人
おねがい会員・・・概ね12歳までの子どもがいる市内在住、または市内勤務等の人
どっちも会員・・・まかせて会員とおねがい会員を兼ねることができる人

【活動状況等】おねがい会員 259人・まかせて会員 144人・どっちも会員 38人
活動件数 883件（会員数：平成31年3月末現在・活動件数：平成30年度）

6. 放課後児童クラブ

【事業内容】保護者等が就労その他の事情により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後や小学校の長期休業中等に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業。

(1) 公設クラブ

①実施時間 授業日放課後～18：00

長期休業中、授業日の振替休日 7：30～18：00

②クラブの開設状況

令和元年5月1日

No.	クラブ名	開設場所	定員	登録 児童数	部屋数	住 所
1	ひばりクラブ	長浜小学校内	140	123	5	高田町9番9号
2	山ばとクラブ	長浜北小学校内	140	201	4	八幡中山町1310番地
3	たんぼぼクラブ	神照小学校内	70	141	2	神照町311番地
4	あじさいクラブ	南郷里小学校内	70	128	2	南田附町352番地
5	ひまわりクラブ	北郷里小学校内	35	54	1	春近町353番地
6	すみれクラブ	長浜南小学校内	70	101	2	加田町1460番地
7	つくしクラブ	湯田小学校内	105	164	5	内保町1051番地
8	コスモスクラブ	浅井小学校内	35	71	1	当目町64番地
9	わくわくクラブ	びわ南小学校内	35	34	2	川道町3456番地
10	たけのこクラブ	びわ北小学校内	35	46	1	益田町56番地
11	サザンカクラブ	虎姫小学校内	35	77	2	五村 88 番地
12	コハクチョウクラブ	朝日小学校内	35	32	1	湖北町山本1125番地
13	サルビアクラブ	速水小学校内	70	97	2	湖北町速水2561番地
14	つきっこクラブ	高月小学校内	70	135	2	高月町高月738番地
15	ななっこクラブ	七郷小学校内	35	51	1	高月町唐川1248番地
16	コブシクラブ	木之本小学校内	35	53	1	木之本町木之本685番地1
合 計			1,015	1,508	34	

※登録児童数は、長期休業中のみ利用者も含む

(2) 民間クラブ (児童福祉法に基づく市委託事業)

①実施時間 授業日 放課後～19:00 (No.3～7、10は18:30まで No.8は18:00まで)

長期休業中、授業日の振替休日

7:30～19:00 (No.3～7、10は18:30まで No.8は18:00まで)

②クラブの開設状況

平成31年4月1日

No.	クラブ名	開設場所	定員	登録 児童数	部屋数	住 所
1	チャイルドハウス児童センター 放課後児童クラブ	チャイルドハウス ス児童センター	80	104	4	田村町1606番地3
2	ニコニコクラブ	小谷児童館	20	55	3	小谷丁野町723番地1
3	放課後児童クラブ みらいキッズ勝教室	民間施設	45	50	5	勝町470番地
4	放課後児童クラブ みらいキッズ平方教室	民間施設	45	48	1	平方町470番地
5	放課後児童クラブ みらいキッズ大宮教室	民間施設	30	17	1	大宮町9番12号
6	キッズパーク放課後児童クラブ 風の街学舎	民間施設	40	50	1	八幡中山町477番地
7	キッズパーク放課後児童クラブ 浅井学舎	民間施設	40	41	2	内保町258番地1
8	キッズパーク放課後児童クラブ 高月学舎	民間施設	40	18	1	高月町東物部36番地1号 北のキャンパス内
9	放課後児童クラブ イングリッシュアイランド	民間施設	40	44	3	北船町3番24号
10	放課後児童クラブかゆうの家	民間施設	40	56	5	八幡中山町561番地
11	きっずライフ南高田	民間施設	40	39	2	南高田町5番5号
12	きっずライフ八幡中山	民間施設	40	42	1	八幡中山町1154番地1号 NKビル2階
合 計			500	564	29	

※登録児童数は、長期休業中のみ利用者も含む

(3) 小規模クラブ（市補助事業）

①実施時間 授業日 放課後～18：00

(No.3, 6 は 18：30 まで No.4 は 19：00 まで No.5 は 20：00 まで)

長期休業中、授業日の振替休日

7：30～18：00 (No.1) 8：15～18：00 (No.2) 8：00～18：30 (No.3)

7：30～19：00 (No.4) 7：30～20：00 (No.5) 7：30～18：30 (No.6)

8：30～18：00 (No.7)

②クラブの開設状況

令和元年5月1日

No.	クラブ名	開設場所	定員	登録 児童数	部屋 数	住 所
1	つどいジュニア	民間施設	15	16	1	常喜町885番地
2	キッズステーション	余呉小学校内	45	21	1	余呉町中之郷777番地
3	放課後児童クラブ[フレンズ]	長浜市保健センター西浅井分室	-	44	2	西浅井町塩津浜1795番地
4	正風館道場C S C	民間施設	10	3	1	新庄馬場町174番地
5	アリーナキッズ	民間施設	35	16	2	八幡東町612番地
6	放課後児童クラブこうのと	田根小学校内	-	5	1	野田町68番地
7	トキッズクラブ	高時小学校内	40	25	2	木之本町石道1079番地1号
合 計			145	130	10	

※登録児童数は、長期休業中のみ利用者も含む

○母子福祉関係

1. 母子福祉相談事業

(平成30年度)

相談内容	生活全般							児童	生活援護						計
	住宅	医療	家庭紛争	就労	結婚	養育	その他		母子父子福祉資金	寡婦福祉資金	公的年金	児童扶養手当	生活保護	その他	
件数	130	251	120	236	22	126	146	315	102	20	19	305	66	189	2047

2. 児童扶養手当支給状況

(平成30年度)

区分	延人数(人)	支出額(円)
全部支給	5,044	214,038,410
一部支給	4,697	139,121,230
加算額	5,384	46,866,430
計	15,125	400,026,070

3. 母子福祉資金の貸し付け

(平成30年度)

種別				貸付	
				件数(件)	金額(円)
事業開支	職業継	学支	始度続宅度学業養学	1 3	565,000
就住就修修療通技結生転児	能習	宅資	得婚活資金		5,169,000
児童扶養資					
計				4	5,734,000

(県制度)

4. ひとり親家庭自立支援教育訓練補助金支給事業

【事業内容】就労による自立を目指し、就労に有利な資格取得のため教育訓練講座を受講するひとり親家庭の父または母に対して、補助金を交付します。

【支給額】 受講費用の60%（下限12千円、上限20万円）

※平成27年度までは、受講費用の20%（下限4千円、上限10万円）

【支給状況】 6件（平成30年度）

5. ひとり親家庭高等技能訓練促進補助金支給事業

【事業内容】就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格を取得するため、養育訓練機関において修業するひとり親家庭の父または母に対し一定期間補助金を交付します。

【支給額等】 修業期間のうち3年

※平成27年度までは、修業期間のうち2年間

平成24年度以降に修業を開始したもの

a) 非課税世帯 月額100,000円

b) 課税世帯 月額70,500円

【支給状況】 3件（平成30年度）

6. ひとり親家庭家事援助派遣事業

【事業内容】日常生活を行う上で援助が必要なひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）に家事ヘルパーを派遣します。

【援助内容】炊事・洗濯・子どもの身の回りの世話など

【派遣状況】派遣世帯 0世帯（平成30年度）

○保健センター

施設名	住所
長浜市保健センター	長浜市小堀町３２番地３（ウェルセンター内）
長浜市保健センター高月分室	長浜市高月町渡岸寺１６０番地

○保健・衛生

１．健康ながはま２１推進事業

事業名	内容等	実施予定時期
健康づくり推進事業	健康づくり推進協議会の開催 （「健康ながはま２１」進捗管理）	年２回程度

２．地区組織活動支援事業

事業名	内容等	実施予定時期
健康づくり推進事業	長浜市健康推進員協議会へ事業委託 健康推進員 ３５０人 ・地域での健康づくり活動の推進	随時
健康推進員育成事業	健康推進員養成講座（新規育成） 健康教室（医師会委託）年１０回、ステップアップ研修等自主研修 随時	随時
健康づくり自主活動 グループ相談支援	【学校読み聞かせボランティア】 ジーバーぼこぼこ	随時
健康ながはま パートナーシップ事業	地域づくり協議会への健康づくり・健診促進のための支援	随時

3. 啓発・普及事業

事業名	内容等	実施予定時期
「親子でいい歯コンクール」	歯科医による審査により、優秀者を選出し、表彰する。優勝者については県の2次審査に出場	6月23日
むし歯予防テーマソングを用いたむし歯予防啓発事業	むし歯予防テーマソングを市内の園や小中学校、市公式YouTubeで放映し、子どもや保護者のむし歯予防に対する意識の向上を図る	通年
たばこから健康を守る環境づくり事業	母子手帳交付時、4ヶ月児健診の場で妊婦や乳幼児の保護者に対する禁煙・受動喫煙防止啓発、禁煙支援。 市内各学校等への喫煙防止教材の貸し出し、各種イベントでのCO濃度測定。 地域団体への禁煙・受動喫煙防止に関する啓発実施（講座など）	通年
献血事業	献血イベント等で献血への協力を呼びかける	年2回程度
健康出前講座	自治会・老人会・婦人会・子ども会等市内各団体への健康出前講座	随時

4. 生涯を通じた健康づくり事業

①母子保健事業

事業名	内容等	実施予定時期
長浜市すこやか出産支援事業	不妊症治療・不育症治療に要した費用に対し、治療費の一部を助成	随時
母子健康手帳の発行 父子手帖の発行 すこやか手帳の発行	妊娠期の健康管理指導および妊婦健康診査受診券の発行、父親の育児参加への啓発 出生届出時に発行（乳幼児健診、予防接種）	妊娠届出時 出生届出時
妊婦健康診査	妊娠中に必要とされる標準的な健診項目を公費負担	随時
ハッピー子育て事業	ハッピー子育てチケットを発行し、市が指定する事業者（サロン等）で保健師・助産師等医療専門職による相談支援や保護者交流を行う	随時
産後ケア事業	産後に心身の不調や育児不安等がある方に、医療機関等で日帰り又は宿泊にて心身のケアや育児サポート等の支援を行う	随時
妊産婦訪問	妊婦及び産婦に必要な方への保健指導・育児指導	随時

新生児訪問	全ての新生児への育児指導	随時
訪問指導	要観察児、健診未受診児等に対し、家庭訪問による子育て支援	随時
子育てコンシェルジュ事業	各地区の担当保健師が子育てコンシェルジュとして、妊娠・出産・子育てに関する相談を行い、子育て支援の情報提供、サービス利用のサポートを行なう	随時
4か月児健診	問診、計測、内科健診、離乳食指導、育児相談、ブックスタート	年36回
10か月児健診	問診、計測、内科健診、歯科保健指導、栄養指導、育児相談、ブックスタート	年36回
1歳8か月児健診	問診、計測、内科健診・歯科健診、歯科保健指導、フッ化物塗布、育児相談	年36回
2歳8か月児健診	問診、計測、聴力検査、歯科健診、歯科保健指導、フッ化物塗布、育児相談	年36回
3歳8か月児健診	問診、尿検査、視力検査、計測、内科健診・歯科健診、歯科保健指導、フッ化物塗布、育児相談	年36回
そだちっこ広場 妊婦・乳幼児相談	育児・栄養・発達・歯科・予防接種等の相談、妊娠中の相談	毎月3回
離乳食のおはなしタイム	離乳食の進め方の指導	年24回
発達相談	発達相談員による発達相談	毎月30回 程度
親子教室	発達相談、健診、訪問等の結果から、教室の利用が必要と思われる子どもとその保護者を対象に親子のふれあい遊びや保護者同士の話し合いを行い、子育てを支援する教室	毎月6回 程度

②成人・老人保健事業

ア 健診・検診

事業名	内容等	対象	費用※	実施時期等
生活習慣病 健診	【基本的な健診項目】 問診・身体計測（腹囲測定含む）・内科診察・血圧測定・血液化学検査・肝機能検査・血糖検査・尿検査 【詳細な健診項目】 貧血検査、心電図、眼底検査	・30～39歳 ・今年度40歳以上の生活保護受給者など	※1,000円	【集団健診】 6月～12月 49回 【医療機関健診】 6月～2月

長浜市国民健康保険特定健診	【基本的な健診項目】 問診・身体計測（腹囲測定含む）・内科診察・血圧測定・血液化学検査・肝機能検査・血糖検査・尿検査 【詳細な健診項目】 貧血検査、心電図、眼底検査	長浜市国民健康保険に加入している今年度 40～74 歳	1,000 円	【集団健診】 6 月～12 月 5 6 回 【医療機関健診】 6 月～2 月
肝炎ウイルス検診	・B 型肝炎ウイルス検査 ・C 型肝炎ウイルス検査（上記肝炎検査をセットで実施）	・40 歳 ・41 歳以上で、過去に肝炎ウイルス検診未受診者	※1,000 円	【集団健診】 6 月～12 月 50 回
肝炎ウイルス検診推進事業	特定年齢に達した市民に個別通知を行い、肝炎ウイルス検診を無料で受診できるようにし、肝炎の予防を図る。	41 歳（令和元年度末現在の年齢）	無料	肝炎ウイルス検診日程のとおりに
骨粗しょう症検診	・骨塩定量測定（腰椎および大腿骨の DXA 法） ・健康教育	今年度、満 50、55、60、65 歳になる女性	※1,600 円	【医療機関健診】 6 月～12 月
歯周病検診	・歯科医師による歯周病検診 ・歯科衛生士による歯科保健指導	30 歳以上	無料	【集団健診】 6 月～12 月 1 8 回
胃がん検診	・問診 ・胃部 X 線撮影	40 歳以上	※900 円	【集団健診】 6 月～12 月 4 7 回
大腸がん検診	・問診 ・便潜血反応検査	40 歳以上	※500 円 【医療機関】 ※800 円	【集団健診】 6 月～12 月 4 7 回 【医療機関】 4 月～翌年 3 月
子宮頸がん検診	・問診 ・視診 ・内診 ・細胞採取	20 歳以上で前年度未受診の女性	【集団健診】 ※1,000 円 【医療機関】 ※1,300 円	【集団健診】 6 月～1 2 月 4 1 回 4 月～翌年 3 月
乳がん検診	・問診 ・マンモグラフィ 4 9 歳以下：2 方向 5 0 歳以上：1 方向	40 歳以上で前年度未受診の女性	【集団健診】 49 歳以下： ※1,500 円 50 歳以上： ※1,200 円 【医療機関】 49 歳以下： ※1,600 円 50 歳以上： ※1,200 円	【集団健診】 6 月～12 月 3 8 回 【医療機関】 4 月～翌年 3 月

肺がん検診	・問診 ・胸部レントゲン検診 ・喀痰細胞診 ただし、喀痰細胞診は問診の結果、必要と認める者に対し行う。	40 歳以上	500 円 喀痰検査実施の場合は 1,000 円	6 月～12 月 4 7 回
大腸がん検診無料クーポン事業	特定年齢に達した市民に、大腸がん検診の無料クーポン券を配布し、がんの早期発見を図る。	大腸がん検診：41 歳 (令和元年度末時点の年齢)	無料	大腸がん検診日程のとおり
新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	特定年齢に達した市民に子宮頸がん検診、乳がん検診の無料クーポン券を配布し、がんの早期発見を図る。	子宮頸がん検診：21 歳、乳がん検診：41 歳(令和元年度末時点の年齢)	無料	子宮頸がん、乳がん検診日程のとおり

※費用は生活保護世帯・市民税非課税世帯の人は無料

イ 健康相談

事業名	内容等	備考	実施時期等
健康・栄養相談	保健師・管理栄養士による高血圧・糖尿病・高脂血症などの予防についての個別相談。	予約が必要	随時

ウ 保健指導

事業名	内容等	対象等
特定保健指導	長浜市国民健康保険特定健診および生活習慣病健診受診の結果、必要な対象者に訪問や面談、電話等により、生活習慣病の予防について保健師および管理栄養士が個別に相談・支援をする。	健診結果、質問項目から国の基準に則り、メタボリックシンドローム予備軍及び該当者の方に個別に案内をする。

エ 健康増進事業

事業名	内容等	対象	備考
高齢者の元気づくり 学校ボランティア事業 (養成セミナー)	高齢者の健康の維持増進と、子どもの読書習慣支援に効果的な「読み聞かせ」活動を実施するためのセミナー開催の協力。	50歳代後半以降の市民	
0次予防健康づくり 推進事業	京都大学大学院医学研究科、NPO法人健康づくり0次クラブと協働で、0次予防コホート事業をきっかけとした健康づくり事業を展開。	全市民	
結果説明会	生活習慣病健診、長浜市国民健康保険特定健診を受診した人を対象に、健診結果説明や生活習慣の改善を支援する相談会を実施する。	生活習慣病健診、 長浜市国民健康保険 特定健診受診者	
BIWA-TEKU 事業	健康推進アプリ「BIWA-TEKU」を中心とした事業を展開する。スマホにインストールしたアプリに、特定健診を受ける、バーチャルラリー、スタンプラリー、各種イベントに参加等することで健康ポイントをため、たまったポイントによって抽選により景品を獲得する。	全市民	
健活チャレンジ事業	京都大学大学院医学研究科との共同研究事業として、IoT対応の健康機器(体組成計、活動量計、血圧計)を貸出し、市民自らが健康情報をモニタリングし、生活習慣の改善を図ることができる様、支援する	20歳以上の市民	

③感染症予防事業

事業名		内容等	実施予定時期
結核健康診断		65歳以上の市民を対象に、検診車での巡回による胸部エックス線間接撮影を行う。	【集団健診】 4月から6月
予 防 接 種	ポリオ（急性灰白髄炎）	生後3か月から90か月になる1日前までの児	医療機関で随時
	ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎	生後3か月から90か月になる1日前までの児 初回：20～56日までの間隔で3回接種 追加：1期初回終了後約1年経過して1回接種（二種混合） 11歳から13歳になる1日前まで 2期：ジフテリア・破傷風の二種混合ワクチンを1回接種	医療機関で随時
	日本脳炎	・1期 満3歳から7歳6か月になる1日前までの児（流行地への渡航等の理由で希望される場合は、生後6か月から接種可能） 1期初回を6～28日の間隔で2回 1期追加を1期初回終了後約1年後に1回 ・2期 9歳から13歳になる1日前まで ・平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの人には20歳になるまでに未接種分（合計4回）を受けることができる。	医療機関で随時
	B C G（結核）	1歳になる1日前までの児、1回接種	医療機関で随時
	B型肝炎ワクチン	1歳になる1日前までの児、3回接種	医療機関で随時
	麻疹・風しん	・1期 満1歳から2歳になる1日前までの児、1回接種 ・2期 幼稚園・保育園・認定こども園の年長に相当する1年間、1回接種 ・5期 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性、1回接種	医療機関で随時

事業名		内容等	実施予定時期
	ヒブワクチン	生後 2 か月以上 5 歳になる 1 日前までの者 【生後 2 か月から 7 か月になる 1 日前までに接種開始】 初回免疫：4 週から 8 週間隔で 3 回接種 追加免疫：3 回目終了後、約 1 年後に接種 【生後 7 か月以上 1 歳になる 1 日前までに接種開始】 初回免疫：4 週から 8 週間隔で 2 回接種 追加免疫：2 回目終了後、約 1 年後に接種 【1 歳以上 5 歳になる 1 日前までに接種開始】 1 回接種	医療機関で随時
	小児用肺炎球菌ワクチン	生後 2 か月以上 5 歳になる 1 日前までの者 【生後 2 か月から 7 か月になる 1 日前までに接種開始】 初回免疫：2 7 日以上の間隔で 3 回接種 追加免疫：3 回目終了後、6 0 日以上の間隔をあけて 1 回接種 【生後 7 か月以上 1 歳になる 1 日前までに接種開始】 初回免疫：2 7 日以上の間隔で 2 回接種 追加免疫：2 回目終了後、6 0 日以上の間隔をあけて 1 回接種 【1 歳以上 2 歳になる 1 日前までに接種開始】 6 0 日以上の間隔をあけて 2 回接種 【2 歳以上 5 歳になる 1 日前までに接種開始】 1 回接種	医療機関で随時
	水痘ワクチン	生後 1 2 か月から 3 6 か月になる 1 日前までのもの 初回 生後 1 2 か月から 1 5 か月になる 1 日前まで 追加 初回終了後から 6 か月から 1 2 か月まで	医療機関で随時
	高齢者インフルエンザ	① 6 5 歳以上の人 ② 6 0 歳以上 6 5 歳未満の人であって心臓、腎臓もしくは呼吸器機能障害で、身体障害者手帳 1 級をもっている人またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害をもっている人 1 回接種 費用 2, 2 6 0 円	医療機関で 1 0 月から 1 2 月

事業名		内容等	実施予定時期
	高齢者肺炎球菌ワクチン	①年度内に65・70・75・80・85・90・95・100歳到達者 ②平成31年3月31日現在で100歳以上の 人 ③60歳以上65歳未満の人であって心臓、腎臓もしくは呼吸機能障害で身体障害手帳1級を持っている人 または ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能に障害を持っている人 1回接種 費用2,600円	医療機関で随時
	子宮頸がん予防ワクチン ※国からの通知により、積極的にはお勧めしていません。	・小学6年生から高校1年生の女子 筋肉注射で計3回の接種が必要です。 <サーバリックスの場合> 1回目 2回目：1回目から1か月後 3回目：1回目から6か月後 <ガーダシルの場合> 1回目 2回目：1回目から2か月後 3回目：1回目から6か月後	医療機関で随時

④精神保健福祉事業

事業名	内容等
ゲートキーパー養成研修	身近な人が心身の変化に気づき、傾聴し、専門機関につなげ、見守っていくゲートキーパーを養成する。 ①職場でメンタルヘルス研修 ②みんなでゲートキーパー研修
精神保健相談事業	精神しょうがい者や対象者を取り巻く人々からの相談に応じ、精神しょうがい者が地域で安心して暮らせるように支援する。
自殺対策事業	自殺の実態把握に努め、自殺の予防・啓発・相談を行う。

○医療

1. 休日急患診療所事業

事業名	内容等
長浜米原休日急患診療所事業	比較的症状が軽い患者（一次救急患者）の外来診療を行う。診療を行う時間帯は、救急外来（内科・小児科）の当番病院となる。 所在地：長浜市宮司町1181-2 診療日：日曜日・祝日・年末年始(12/30～1/3) 受付時間：午前 8:30～11:30 午後 0:30～5:30 診療時間：午前 9:00～12:00 午後 1:00～6:00 診療科目：内科・小児科 平成30年度受診者数 小児科2,453人 内科1,710人 合計4,163人

2. 地域医療推進事業

事業名	内容等
へき地医療体制推進事業	①指定管理者との定期的なモニタリングや協議を実施 浅井東診療所の指定管理者「医療法人 若草ファミリークリニック」、西浅井地区診療所（永原・塩津診療所、菅浦出張診療所）の指定管理者「公益社団法人 地域医療振興協会」と定期的なモニタリングや協議を実施し、適正な施設管理・経営状況・課題等を把握に努めた。 【H30年実績】 浅井東診療所…モニタリングや協議：4回 西浅井地区診療所…モニタリングや協議：12回 ②へき地医療における意見交換会の実施 西浅井地区において、持続可能な医療体制の確立に向けた診療所の拠点化について、住民・医師・行政と意見交換会等を実施しました。 【H30年度実績】 西浅井地区…意見交換会：2回、住民説明会：1回 連合自治会：2回、ふくしの会：1回 ③地域医療市民啓発事業 適切な医療の利用法を啓発することで、医師負担の軽減と医療資源の効率化を図り、医療機関の維持強化に繋げていく。 【H30年度実績】 休日急患診療所について、新生児訪問や母子手帳発行時に休診案内チラシを配布し、啓発を行いました。また、外国人向け（ポルトガル語とスペイン語）広報の啓発、外国語版の間診票を利用しました。

○各種保健事業の実施状況（平成30年度）

1	①健康づくり推進事業	健康づくり推進協議会 4回
2 地区組織活動支援事業	①健康づくり推進事業	健康推進員協議会委託結果 会員数361人 出動回数12,432回 出動人数36,968人
	②健康推進員育成事業	健康推進員養成講座 11人受講 8人修了 ステップアップ研修、健康教室等研修・学習会 延22回 参加者数577人
	③健康づくり自主活動グループ相談支援	読み聞かせボランティア「ジーバーぼこぼこ」 ・養成講座講義（7月20日） 13人養成 ・グループ運営相談 ・活動表彰の推薦
	④健康ながはまパートナーシップ事業	2団体活用

3	啓 発 普 及 事 業	①たばこから健康を守る環境づくり事業	呼気中ＣＯ濃度測定 各種イベント（9回）・・・計397人に実施 未成年者への啓発・小中学校パネル貸出（3回） 市内高校文化祭でのたばこブース出展（1回、再掲） 健康推進員養成講座・・・計7人受講 健診結果説明会での指導：84人 特定保健指導での指導：84人 図書館がんを知らう展での啓発：100人 乳幼児健診（4ヶ月健診）での保護者への禁煙指導：125人
		②献血事業推進	平成30年度 受付3,577人、採血3,060人 市民運動（湖北長浜1000人献血運動）献血実績 夏 全血献血者数165人、受付者数189人
		③健康出前講座	平成30年度健康出前講座 64回 受講者1,321人（実人数）
		母子保健事業	
4	生 涯 を 通 じ た 健 康 づ く り 事 業	①母子健康手帳交付	8 5 7 件
		②不妊症治療・不育症治療助成	延 1 8 3 件
		③妊婦健診	9 8 8 7 件
		④新生児訪問	8 4 4 件
		⑤産前・産後ケア事業	日帰り型：延 8 件 宿泊型：延 2 件（平成 2 8 年 7 月から事業開始）
		⑥ハッピー子育て事業	延べ 4 7 2 件
		⑦離乳食教室	延べ 2 7 4 組
		⑧そだちっこ広場 妊婦乳幼児相談	延べ 1, 7 1 1 人
		⑨発達相談	延べ 3 4 9 人
		⑩親子教室	延べ 5 0 1 組
		⑪ 4 か月児健診	8 8 6 人（9 1 %）
		⑫ 1 0 か月児健診	8 8 4 人（9 8 %）
		⑬ 1 歳 8 か月児健診	8 5 7 人（9 7 %）
		⑭ 2 歳 8 か月児健診	9 1 3 人（9 8 %）
		⑮ 3 歳 8 か月児健診	9 9 9 人（9 7 %）
		⑯訪問指導	延べ 2 8 2 件
		⑰親子でいい歯コンクール	1 1 組
		成人・老人保健事業	
		①生活習慣病健診	4 2 0 人
		②長浜市国民健康保険特定健診	7, 2 9 0 人（3 6. 3 %）※H31. 4. 22現在。対象数(20, 078人)は受診券発行数
		③肝炎ウイルス検診	4 9 5 人
		④骨粗しょう症検診	3 8 7 人
		⑤歯周病検診	3 1 3 人
		⑥胃がん検診	2, 8 0 8 人（8. 4 %）
		⑦大腸がん検診	4, 6 3 4 人（1 3. 9 %）

4 生涯を通じた健康づくり事業	⑧乳がん検診	2,490人(12.0%)
	⑨子宮頸がん検診	2,556人(10.5%)
	⑩新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	子宮頸がん検診 受診者数 56人(再掲) 乳がん検診 受診者数 190人(再掲)
	⑪大腸がん検診無料クーポン事業	大腸がん検診 受診者数 197人(再掲)
	⑫肺がん検診	1,909人(5.7%)
	保健指導	
	①特定保健指導	積極的支援(初回) 79人 動機づけ支援(初回) 249人
	健康相談	
	①健康・栄養相談	実人数606人 延人数622人
	②生活習慣病歯科相談	187人
	健康増進事業	
	①高齢者の元気づくり学校ボランティア事業	実96人 活動回数1260回 延べ5,118人参加
	②0次予防健康づくり推進事業	事業運営委員会 2回
		事業審査会 2回
		第3期0次健診 32日間 受診者:2,616名
		成果報告会1回 参加者155人
	③「健康ながはま21」計画策定 「健康都市宣言」策定	NPO法人健康づくり0次クラブ支援 (健康フェスティバル等)
	④みんなで一緒にながはま健康ウォーク事業	健康づくり推進協議会 4回
	⑤ながはま健康ウォーク研究事業	主 催 みんなで一緒にながはま健康ウォーク実行委員会 内 容 スマートフォンのアプリを利用して歩行距離を計測し、 10日間で一人あたり40km、または80,000歩を歩く 対象者の健康状態などを加味し、20日間で80,000歩を 目指すコースも設定 参加者数 延べ637人
	健診後の訪問指導	協力者(確定者) 対照群3名、非対照群4名
	①保健師・看護師によるもの	総合4人、結核14人、がん1人、0次12人
	感染症予防事業	
	①胸部X線間接撮影(集団)	受診者数 7640人
	②BCG予防接種	824人
	③四種混合予防接種	3,212人
	④三種混合予防接種	2人
	⑤二種混合予防接種	854人
	⑥不活化ポリオ予防接種	11人
	⑦日本脳炎予防接種	4,034人
	⑧麻しん風しん混合予防接種	1,667人
	⑨風しん予防接種	0人
	⑩麻しん予防接種	0人

4 生涯を通じて健康づくり事業	⑪インフルエンザ(高齢者)予防接種	17,012人
	⑫子宮頸がん予防ワクチン	53人
	⑬ヒブワクチン	3,221人
	⑭小児用肺炎球菌ワクチン	3,205人
	⑮水痘	1,564人
	⑯高齢者用肺炎球菌予防接種	2,750人
	精神保健福祉事業	
	①ゲートキーパー養成研修(企業向き)	3回 122人受講
	②ゲートキーパー養成研修(一般)	基礎編:46人、応用編:31人
	③精神保健相談事業	延べ1,714件
	④自殺対策事業	○実態把握 死亡小票調査 ○啓発活動 相談窓口一覧のパンフレットを研修会等で配布。 うつ病やメンタルヘルスのDVDの貸し出し。 産後うつ病予防のため、全数の新生児訪問時、パンフレットを配布。 ○自殺未遂者支援事業 医療機関から連絡を受け、自殺未遂者に対し支援を行う。

※②～⑯の予防接種者数は平成31年2月接種分までの接種人数

○高齢者福祉

1. 「ゴールドプランながはま21」

本市では、老人福祉法に基づく高齢者福祉施策の根幹となる計画「長浜市高齢者保健福祉計画」および介護保険法に基づく介護保険事業運営に関する計画「長浜市介護保険事業計画」ならびに高齢者保健に関する取組内容を「ゴールドプランながはま21」として一体的な計画として策定しており、現在は第7期（平成30～令和2年度）の計画期間にあります。

本計画のもとに、「みんなで支え合い いきいきと暮らせる あたたかな長寿福祉のまち」を基本理念に、介護・予防・医療・生活支援・住まいの視点を一体的に捉え、かつ地域福祉活動との協働の活性化を図るなかで、地域生活での課題に対し日常生活圏域の実態等に即して系統的に支援していく「地域包括ケアシステム」の強化を進めていきます。

2. 高齢者の状況

①高齢者数・高齢化率

	全人口	65歳以上	高齢化率
H31. 4. 1	118,125	32,917	27.86%
H30. 4. 1	118,808	32,716	27.53%
H29. 4. 1	119,748	32,448	27.09%
H28. 4. 1	120,595	32,071	26.59%
H27. 4. 1	121,532	31,497	25.91%
H26. 4. 1	122,310	30,779	25.16%

②年代別人口比率（平成31年4月1日現在）

	人口	人口比率	男性人口	女性人口
全人口	118,125		57,914	60,211
40歳以上	70,936	60.05%	33,506	37,430
50歳以上	54,206	45.88%	24,888	29,318
60歳以上	39,814	33.70%	17,815	21,999
65歳以上	32,917	27.86%	14,431	18,486
70歳以上	24,761	20.96%	10,389	14,372
75歳以上	17,479	14.79%	6,901	10,578
80歳以上	10,992	9.30%	4,025	6,967
90歳以上	2,485	2.10%	629	1,856
100歳以上	75	0.06%	4	71
世帯数	45,842			

③地域別高齢者数・高齢化率（平成31年4月1日現在）

地域	人口	65歳以上	高齢化率	地域	人口	65歳以上	高齢化率
長浜地域	9,131	2,937	32.16%	びわ地域	6,701	2,225	33.20%
六荘地域	14,261	2,912	20.41%	虎姫地域	4,956	1,579	31.86%
南郷里地域	10,567	2,558	24.20%	湖北地域	8,323	2,471	29.68%
神照地域	19,780	4,174	21.10%	高月地域	9,653	2,875	29.78%
北郷里地域	4,185	1,291	30.84%	木之本地域	6,945	2,513	36.18%
西黒田地域	2,188	730	33.36%	余呉地域	3,059	1,256	41.05%
神田地域	1,185	416	35.10%	西浅井地域	3,915	1,398	35.70%
浅井地域	12,891	3,477	26.97%	その他	385	105	27.27%
				合計	118,125	32,917	27.86%

④最高齢者 男性104歳、女性108歳（平成31年4月1日現在）

⑤介護保険認定状況（平成31年1月分介護保険事業状況報告）（人）

区分	第1号被保険者	第2号被保険者	計
事業対象者	112	-	112
要支援1	511	7	518
要支援2	938	23	961
要介護1	1,152	17	1,169
要介護2	1,236	32	1,268
要介護3	955	16	971
要介護4	772	12	784
要介護5	521	18	539
合計	6,197	125	6,322

3. 敬老祝賀

多年にわたり社会に尽してこられた高齢者に対し、敬老の意を表するとともに、長寿をお祝いします。9月15日において満88歳、90歳および99歳以上の方に1,000円相当の祝賀品をお贈りします。満100歳の誕生日の際には5万円の祝賀金をお贈りします。

〔件数等〕 88歳 648人 90歳 498人 99歳 35人 100歳以上 72人
年度中100歳到達者 31人 （平成30年度）

4. 老人クラブ活動助成

高齢者の生活を健全で豊かなものにし、生きがい・健康づくりを通じた活力のある長寿の地域社会の形成を図ることを目的として結成された老人クラブの活動に対して支援します。

〔件数等〕 クラブ数 190団体
会員数 15,153人 （平成30年度）

5. 老人クラブバス利用助成

老人クラブが行う研修等の際に、バスを利用される場合にその費用を助成し、活動を支援します。参加者数が10人以上の場合は3万円、29人以上の場合は5万円を上限として、年1回交付します。

〔件数等〕 10人以上28人以下 51件
29人以上 105件 （平成30年度）

6. シルバー人材センター運営補助

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められた自主的な団体で、臨時的・短期的な仕事を、請負・委任の形式で行う社団法人「シルバー人材センター」に対し、高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを推進するため、センターの運営および事業に対する支援を行います。

〔センターの状況〕 正規会員 1,638人
受託調整事業受注件数 5,486件
派遣事業件数 96件
就業人員 実人員 1,443人

のべ人員	156,211人
契約金額（受託調整事業分）	565,279,742円
（うち地方公共団体	116,326,105円）
（派遣事業）	142,320,230円）

7. 衛生材料の支給（介護保険法：地域支援事業）

所得税非課税世帯の高齢者のうち、要介護3から5の人で、申請日前6か月において3か月以上在宅生活を送っている人に、衛生的な生活を推進するとともに介護者の負担の軽減を図るため、月当たり4,500円分の紙おむつおよびおむつかバーなどの支給券を交付します。所得制限があります。

〔支給件数〕 495人 のべ4,194枚 （平成30年度）

8. 訪問理美容サービス

所得税非課税世帯の高齢者のうち、要介護4または5の人で、基準日前6か月において3か月以上在宅生活を送っている人に、在宅生活での保潔のため、居宅において理美容を行います。年2回、利用券を交付します。所得制限、利用者負担があります。

〔支給件数〕 61人 のべ91回分 （平成30年度）

9. 住宅改造費の助成

高齢者が在宅で自立心をもって生活できる住環境の整備を図るため、身体しょうがい等により日常生活を営むのに支障があり、寝たきり・準寝たきりと判定される高齢者が居住している住宅について、日常生活動作能力の低下した方の排泄、入浴、移動等を容易にするための改造に要する費用を助成します。

助成対象経費の限度額を464,000円とし、助成率については2分の1、介護保険法による給付が優先します。所得制限があります。

〔支給件数〕 10件 （平成30年度）

10. 見守り配食支援事業

在宅のひとり暮らし高齢者または高齢者のみで構成される世帯の方に、高齢者等の自立の支援、生活の質の向上および社会的孤立の防止を目的として、1日1回、上限週5回を限度に昼食又は夕食を宅配します。費用の一部は自己負担になります。

〔支給件数〕 月平均132人 年間25,683食 （平成30年度）

11. 雪下ろし費用補助事業

市民税非課税世帯で除雪作業が困難な高齢者世帯等が居住される住居の屋根の雪下ろし作業を含めた住居周辺の除雪作業について、委託費用の一部を助成します。1回当たり1万円、年3回までを基本として交付します。（余呉地域は5回、上草野・杉野・高時地区および西浅井地域は4回）所得制限があります。

〔支給件数〕 0件 （平成30年度）

1 2. 日常生活用具の給付

市民税非課税世帯で心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者で、被保護世帯等の方に、日常生活用具（自動消火器、火災警報器、電磁調理器）の給付を行います。所得制限、自己負担があります。

〔支給件数〕 3件 （平成30年度）

1 3. 福祉電話の貸与

在宅のひとり暮らし高齢者または高齢者のみで構成される世帯の方で、寝たきりもしくは病弱またはこれに準ずる状態にある方、通信設備を有していない方に電話を設置し、安否の確認、孤独感の緩和等により福祉の増進を図ります。所得制限があります。使用料は使用者の負担です。

〔貸与件数〕 3件 （平成30年度）

1 4. 緊急通報システム

在宅のひとり暮らし高齢者等で身体病弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難で生命の危険が推測される方の急病、事故等の緊急事態に対処するとともに、日常生活上の安全確保と不安を解消することを目的として、緊急通報装置を貸与します。協力員3人の確保を要します。費用の一部および電話料金は利用者の負担となります。

〔貸与件数〕 96件 （平成30年度）

1 5. 認知症高齢者等家族支援サービス事業（介護保険法：地域支援事業）

位置探知端末機器を家族等保護者に貸与し、要介護認定を受けている高齢者で認知症により行方不明になるおそれのある方に携帯させることにより、行方不明時に現在地を特定して、早急な保護、事故防止につなぐなど、安心して介護できる環境の整備を図ります。利用料のほか緊急対応等の費用は利用者の負担となります。

〔貸与件数〕 12件 （平成30年度）

1 6. 介護予防生活支援事業「生活管理指導短期宿泊事業」

要介護認定で自立と判定された高齢者のうち、一時的に在宅生活が困難となる方に対し、養護老人ホームへの短期間の宿泊において、体調の調整や生活習慣の指導を行います。利用者負担があります。

〔支給件数〕 1件 （平成30年度）

1 7. 成年後見制度利用支援事業（介護保険法：地域支援事業）

認知症高齢者など判断能力が不十分な状態の人で、親族が申立をすることが困難な人に対し、必要に応じて、市長が成年後見申立を行い、個人の自立した生活の支援を行います。

また、家庭裁判所で後見人が選任された者のなかで、必要な費用を負担することが困難な方に、審判申立費用や後見人等への報酬に要する費用に対して助成を行います。

〔市長申立件数〕 2件 〔申立費用助成件数〕 0件

〔後見人等報酬費用助成件数〕 5件 のべ6件（平成30年度）

18. 「長浜市成年後見権利擁護センター」

認知症や知的・精神しょうがい等により判断能力が十分でない人の権利が侵害されないよう、成年後見制度等の制度および事業を的確に利用できるよう相談等に応じ、また関連する情報を広く広報するとともに、これらの人の権利を尊重し擁護すること、また権利の行使を援助することの仕組みづくりを進めることを目的に、「長浜市成年後見権利擁護センター」を設置、運営しています。(平成26年4月開設)

〔委託先〕 (福)長浜市社会福祉協議会

〔設置場所〕 ・長浜センター(高田町12番34号 長浜市社会福祉センター内)

・木之本センター(木之本町千田53番地 木之本福祉ステーション内)

〔事業内容〕 制度相談、手続支援、広報啓発、研修会、後見受任者支援等

19. 「買物情報宅配便」の配布(買物弱者支援事業)

高齢者やしょうがいのある方など、日常の買物に不便や苦勞を感じる人への支援を目的に、宅配や移動販売、買物代行など買物支援サービスを行う事業所や団体の情報を掲載したパンフレット「買物情報宅配便」を配布しています。

20. 高齢者24時間対応型安心システム事業(介護保険法：地域支援事業)

介護者の急な病気、事故等で居宅での介護ができなくなるなどの緊急の場合に、指定通所介護事業所等において、要介護者の居場所を確保するものです。利用者負担があります。

〔利用件数〕 2件 (平成30年度)

21. 養護老人ホームへの入所

心身、家族関係、住宅事情、経済的理由などによって世帯が困窮し、在宅生活が困難な方が入所する老人福祉施設です。入院加療を要する病態でないこと、伝染性疾患を有していないこと、身の回りのことが自分でできることなどが入所の要件です。収入等の状況に応じた入所負担金を納付することが必要です。

〔入所先施設数および入所者数〕 4か所、34人 (平成30年度)

22. 介護老人保健施設

介護保険法に規定される介護老人保健施設を設置しています。

要介護者に対し、看護、医学的管理下における介護および機能訓練その他必要な医療を行うとともに、日常生活上の世話をを行います。

施設入所サービス、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護事業を実施しています。

名称	位置
介護老人保健施設 湖北やすらぎの里	木之本町黒田 1221 番地

2 3. 福祉ステーション

福祉ステーションでは、老人福祉法に規定される居宅介護事業・デイサービス事業・老人福祉センター事業・介護支援センター事業、介護保険法に規定される訪問入浴介護事業・通所介護事業・居宅介護支援事業、その他ボランティア活動支援事業など高齢者福祉および地域福祉の増進を図る事業を実施しています。

名称	位置	施設
長浜東部福祉ステーション	東上坂町 1000 番地	長浜東部高齢者福祉センター 長浜東部デイサービスセンター
長浜西部福祉ステーション	朝日町 19 番 3 号	長浜西部高齢者福祉センター 長浜西部デイサービスセンター
長浜北部福祉ステーション	神照町 288 番地 1	長浜北部高齢者福祉センター 長浜北部デイサービスセンター
浅井福祉ステーション	今荘町 859 番地 1	浅井デイサービスセンター
びわ福祉ステーション	難波町 483 番地	びわデイサービスセンター
湖北福祉ステーション	湖北町速水 1860 番地	湖北高齢者福祉センター 湖北デイサービスセンター
高月福祉ステーション	高月町西物部 73 番地 1	高月高齢者福祉センター 高月デイサービスセンター
木之本福祉ステーション	木之本町千田 53 番地	木之本高齢者福祉センター 木之本デイサービスセンター
余呉福祉ステーション	余呉町中之郷 956 番地 2	余呉高齢者福祉センター
	余呉町中之郷 2434 番地	余呉デイサービスセンター
西浅井福祉ステーション	西浅井町塩津浜 1795 番地	西浅井デイサービスセンター
(長浜市民交流センター)	地福寺町 4 番 36 号	長浜高齢者福祉センター

2 4. 「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」(災害時要援護者支援(登録))

自治会や防災組織などによる日ごろの見守り活動を通じ、災害発生時の要援護者の安否確認、救助、避難誘導の体制を整えるため、ひとり暮らしの高齢者や重いしやうがいのある人など日常生活に手助けが必要であったり避難の際に支援が必要な人などで、災害時の支援を希望される人からの登録を受け付けています。

登録申請後は、自治会関係者が中心となり個々に協議、確認を行って個別計画を作成いただきます。災害時のみならず日ごろからの見守り体制を身近な自治会組織が主体となって築いていくものとして行っています。作成された個別計画の情報については、自治会、民生委員、支援者、社会福祉協議会、市で共有します。

○介護保険（第1号被保険者）

1. 被保険者

被保険者数 32,898人 （平成31年4月1日現在）

2. 介護保険料賦課基準額

令和元年度の基準額 年額78,840円
月額 6,570円

段階	対象者		基準額に対応する割合 【保険料（年額）】
第1段階	世帯・本人が 市民税非課税	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者 課税年金収入額と合計所得金額の合計 が80万円以下の人	×0.345 27,190円
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計 が80万円を超え120万円以下の人	×0.575 45,320円
第3段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計 が120万円を超える人	×0.725 57,150円
第4段階	世帯が市民税 課税で、本人が 市民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計 が80万円以下の人	×0.90 70,950円
第5段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計 が80万円を超える人	基準額 78,840円
第6段階	本人が市民税 課税	合計所得金額が80万円未満の人	×1.15 90,660円
第7段階		合計所得金額が120万円以上の人	×1.20 94,600円
第8段階		合計所得金額が200万円未満の人	×1.30 102,490円
第9段階		合計所得金額が300万円未満の人	×1.50 118,260円
第10段階		合計所得金額が400万円未満の人	×1.70 134,020円
第11段階		合計所得金額が500万円未満の人	×1.90 149,790円
第12段階		合計所得金額が600万円未満の人	×2.10 165,560円
第13段階		合計所得金額が600万以上の人	×2.20 173,440円

3. 保険給付

区 分	給付割合および給付額
給 付 額	利用額の9割（8割または7割）給付
福祉用具購入費	要した費用（上限額 100,000円（年間））の9割（8割または7割）給付
住宅改修費	要した費用（上限額 200,000円（原則一回限））の9割（8割または7割）給付

4. 高額介護サービス費

利用者負担額の上限を設けて上限額を超えた分を給付し、利用者の負担を軽減します。

(平成29年8月から)

利用者負担区分	対 象 者		利用者負担上限額(月額)
第1段階	世帯が市民税 非課税	生活保護受給者等 課税年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円以下の人	(個人) 15,000円
第2段階			24,600円
第3段階	世帯が市民税 課税	一般世帯	(※) 44,400円
第4段階		現役並み所得者 (世帯内に課税所得が145万円 以上の第1号被保険者がいて、 収入が単身で383万円以上、2 人以上で520万円以上の人)	44,400円

※平成29年8月から、一般世帯の上限額が44,400円に引き上げられました。ただし、自己負担が1割の人のみの世帯の場合、年間の負担上限額が446,400円(37,200円×12か月)となります。(3年間の経過措置)

5. 特定入所者介護サービス費

所得金額の低い方には、居住費・食費の負担限度額を定め、施設利用の際の負担を軽減します。

・居住費の負担の上限額(月額)

		第1段階	第2段階	第3段階
多床室(相部屋)		0円	370円	370円
従来型個室	特養等	320円	420円	820円
	老健・療養型	490円	490円	1,310円
ユニット型個室的多床室		490円	490円	1,310円
ユニット型個室		820円	820円	1,310円

・食費負担の上限額(月額)

第1段階	第2段階	第3段階
300円	390円	650円

利用者負担区分	対 象 者	
第 1 段階	世帯が市民税 非課税	生活保護受給者等
第 2 段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の 人
第 3 段階		1 段階・2 段階以外

- ① 預貯金等を勘案（単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円まで）
- ② 配偶者の所得を勘案（世帯を分けていても勘案される）
- ③ 遺族年金や障害年金などの非課税年金を勘案

6. 特別養護老人ホームの重点化

特別養護老人ホームへの新規入所者を原則として要介護 3 以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化するものです。（平成 27 年 4 月 1 日から適用。既に入所している人は対象になりません。）

軽度（要介護 1・2）の要介護認定者については、「心身の状況や置かれている環境等の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある」と認められる場合に、市町村の関与のもと、特例的に入所が認められます。

*やむを得ない事由とは、次のような場合です。

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 知的しょうがい・精神しょうがい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢または病弱であること等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

○介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）

（平成28年3月31日開始）

1. 介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2、基本チェックリスト該当者が利用できるサービスです。
訪問サービス3類型、通所サービス3類型、介護予防ケアマネジメントを実施しています。

	サービスの名称
訪問サービス	総合事業訪問介護
	生活支援型訪問サービス（基準を緩和したサービス）
	集中支援型訪問サービス（短期集中支援型サービス）
	「元気アップ訪問（運動機能向上）」 「元気アップ訪問（栄養改善）」 「元気アップ訪問（口腔機能向上）」
通所サービス	総合事業通所介護
	活動支援型通所サービス（基準を緩和したサービス）
	集中支援型通所サービス（短期集中支援型サービス）
	「元気アップ通所（運動機能向上）」
介護予防ケアマネジメント	

2. 一般介護予防事業

65歳以上のすべての高齢者を対象とした事業です。地域における住民主体の介護予防活動の育成および支援を行うとともにリハビリテーションに関する専門職を生かした自立支援に資する取組等を支援します。

＜事業内容＞

	事業・教室名	対 象	内 容	平成30年度 実績	
普及啓発	介護予防出前講座	一般市民	介護予防（転倒予防、口腔、栄養等）に関する啓発講座	実施回数	24回
				受講人数	延 530人
地域介護予防活動支援事業	転倒予防教室	運動機能向上を図り、自主活動に繋がりたいと希望する高齢者	教室開催を通して、地域に介護予防に資する介護予防の通いの場を立ち上げる。	実施会場	3会場
				立ち上りグループ	3グループ
				延べ活動グループ	164グループ
	きやんせ大会	転倒予防教室を修了し、自主活動をしているグループ	介護予防の啓発や相互交流を兼ねた研修会	実施会場	5会場
				参加人数	実 118人
	介護予防サポーター支援	介護予防サポーター養成講座の修了者	サポーターの活動を支援する。きやんせ大会と合同で実施。	実施会場	5会場
				参加人数	実 37人

	地域介護予防活動支援事業補助	屋内で高齢者の体力向上及び閉じこもり予防のための通所活動を実施する団体で、65歳以上的高齢者が5人以上会員となっている団体	『高齢者の元気アップ』をめざして屋内を中心として住民主体の通いの場等の活動を実施する団体に運営費、備品等の支援を実施。	補助団体数	実 56 団体
	高齢者活躍よりあいどころ事業	市内でよりあいどころ(高齢者が寄り合い、生きがいを高める活動を行う拠点)を整備する法人又は団体	よりあいどころの整備費及び運営費の補助を実施。	よりあいどころ整備か所数	9 か所
地域リハビリテーション活動支援事業	転倒予防自主グループ活動支援	転倒予防教室を修了し、自主活動をしているグループ	地域で介護予防に資する住民主体の通いの場として活動が継続できるよう支援する。	体力測定	29 グループ
				延	373 人
	運動機能向上トレーニング教室自主グループ支援	運動機能向上トレーニング教室を修了し、自主活動をしているグループ	自主的にマシントレーニングを続け、介護状態とならないよう予防することを支援する。	体操指導	50 グループ
				延	690 人
	通所介護事業所活動支援	リハビリテーション専門職が在籍していない通所介護事業所	事業所の自立支援をふまえた評価やアプローチの取組み等に対して支援する。	活動人数	実 43 人
				延べ人数	延 1,396 人
				支援事業所数	1 事業所
				派遣回数	延 1 回

○包括的支援事業（地域支援事業）

1. 地域包括支援センターの運営

高齢者への介護・保健・福祉・医療など様々なサービスの調整を総合的に行い、地域の包括的ケアを行う機関として高齢者を総合的にサポートします。センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が相互に連携し、①介護予防ケアマネジメント、②総合相談支援、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④権利擁護などの業務を行います。

<組織体制>

名称	設置場所／連絡先	担当する日常生活圏域	運営者
南長浜 地域包括支援センター	長浜西部福祉ステーション (朝日町19番3号) ☎65-8352	長浜、六荘、 西黒田、神田	(福) 青祥会
神照郷里 地域包括支援センター	長浜北部福祉ステーション (神照町288番地1) ☎65-8267	神照、南郷里、 北郷里	(福) 長浜市社会福祉協議会
浅井びわ虎姫 地域包括支援センター	虎姫生きがいセンター (宮部町3445番地) ☎73-2653	浅井、びわ、 虎姫	(福) 長浜市社会福祉協議会
湖北高月 地域包括支援センター	高月福祉ステーション (高月町西物部73番地1) ☎85-5702	湖北、高月	(福) 長浜市社会福祉協議会
木之本余呉西浅井 地域包括支援センター	長浜市立湖北病院 (木之本町黒田1221番地) ☎82-3570	木之本、余呉、 西浅井	長浜市立湖北病院

<平成30年度の業務実績>

① 健康づくりや介護予防を支援します。 <介護予防ケアマネジメント業務>

要支援1・2と認定された方、基本チェックリストによる事業対象者の方に対して、本人の生活状況等を把握・分析し、自立と生活の質の向上を目指し、適切な社会資源やサービスを結びつけるなどの調整を行います。

1) 事業対象者・要支援1・2と認定された方への介護予防ケアマネジメント件数
(単位：延件数)

区 分	介護予防支援	介護予防ケアマネジメント	合計
直 営	2, 672	1, 950	4, 622
委 託	3, 924	2, 333	6, 257
合 計	6, 596	4, 283	10, 879

② さまざまな相談に応じます。 <総合相談支援業務>

高齢者やその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対応します。介護に関する相談や心配ごと、悩み以外にも健康や福祉、医療や生活全般に関することなどの相談に応じます。

1) 高齢者に関する在宅介護、医療、虐待等の総合相談件数

南長浜地域包括支援センター	延	4, 185件
神照郷里地域包括支援センター	延	3, 026件
浅井びわ湖姫地域包括支援センター	延	2, 226件
湖北高月地域包括支援センター	延	1, 749件
木之本余呉西浅井地域包括支援センター	延	2, 842件
計		14, 028件

③ 暮らしやすい地域づくりを推進します。 <包括的・継続的ケアマネジメント支援業務>

高齢者それぞれの心身の状態に合わせた適切なサービスが受けられるよう地域の介護支援専門員への指導や支援の他、高齢者にとって暮らしやすい地域にするため、様々な機関とのネットワークづくりを推進します。

1) 介護支援専門員の支援

介護支援専門員が要介護者の自立支援に向けた介護支援計画が立てられるように、個別相談、研修会等を開催して介護支援専門員を支援します。

2) 医療機関との連携

かかりつけ医や病院と連携して、支援や相談体制の充実に努め、連携体制の構築を図ります。

3) 多職種との連携

介護・福祉・保健・医療などのさまざまな関係機関と連携を行い、地域ぐるみで支える取り組みを行います。また、長浜・米原地域医療支援センターと連携し、他機関、多職種間ですすめる在宅医療・介護の推進に取り組みます。

④ さまざまな権利を守ります。 <権利擁護業務>

高齢者が安心していきいきと暮らすために、個人のさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や利用支援、虐待の防止や早期発見・対応など高齢者の権利侵害に対応します。

1) 高齢者虐待対応実績

高齢者虐待通報	54件
高齢者虐待対応実人数	102人

2) 権利擁護事業と成年後見制度の利活用支援

認知症高齢者等判断力が低下した高齢者の権利や財産を守るため、日常生活支援事業（権利擁護事業）をはじめ、成年後見制度や任意後見制度への利活用・促進を図ります。

成年後見制度に関する相談（認知症高齢者）	264件
地域福祉権利擁護相談（認知症高齢者）	4, 449件
（長浜市成年後見権利擁護センター実績より）	

2. 在宅医療・介護連携推進事業

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における在宅医療を支える医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行います。

1) 在宅医療・介護連携に関する相談支援事業

- ・長浜米原地域医療支援センターのホームページに相談窓口を紹介
- ・医療・介護専門員を配置した相談（平成30年度）

相談者	件数
専門職	11件
一般住民	3件
計	14件

2) 医療・介護関係者研修事業

ながまいnet（多職種リーダー会議）の開催 年間3回

医療・介護関係者研修 年間6回

3) 地域住民への普及啓発事業

- ・地域医療福祉フォーラム 平成31年1月12日（土）207人参加
- ・出前講座 内容「高齢者の在宅医療と介護」

開催回数	18回
参加人数	407人

3. 認知症施策総合推進事業

高齢者になっても認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療機関、民生委員・児童民生委員、ケアマネジャー、地域づくり協議会などの社会資源のネットワーク化による支援体制を構築する事業を行います。

平成30年度は、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築のため、認知症初期集中支援推進事業で認知症ケアの支援を集中的かつ包括的に行いました。また、認知症の地域づくりに資するための一般向けの啓発活動や介護家族向けの認知症ケア講座と認知症カフェの開催、徘徊等による行方不明者の早期発見や見守りの事業を実施しました。

1) 認知症初期集中支援推進事業

専門職で構成されたチーム員が、認知症が疑われる人や症状の対応に困っている人の自宅を訪問して、症状や生活に支障がでている状況を確認し、受診などの医療の支援や認知症ケアの支援等を、集中的かつ包括的に行っています。

平成30年度 新規訪問支援対象者…18名

2) 一般啓発事業

「認知症の人とその家族と一緒に歩む市民のつどい」

平成30年11月25日（日） 会場：湖北文化ホール

参加者：130名

認知症公開講座 「なぜ、運転が危険になるの？」

平成30年11月17日（土） 会場：高月支所

参加者：57名

認知症ミニ講座 対象：ひなたカフェ参加者

平成30年11月13日（火） 会場：六荘まちづくりセンター 参加者：10名

認知症啓発イベント「認知症を身近に感じよう！」

平成31年3月3日(日)

会場：アルプラザ長浜

参加者：70名

3) 認知症サポーター養成事業

講師役となるキャラバンメイトが、地域や職域において認知症の正しい理解と見守りをする「認知症サポーター」の養成をする認知症サポーター養成講座を行う住民啓発をしています。

平成30年度認知症サポーター養成講座 開催数：97回

養成サポーター数：3,415人

(認知症サポーター総数 のべ 30,807人 平成31年3月末現在)

4) 認知症高齢者等SOSほんわかネットワーク事業

行方がわからなくなり警察に届け出をされた認知症高齢者等の方の情報を、メール配信協力者に提供し、早期に発見につながる支援や見守りを行います。

メール配信協力者 2,774名(平成31年3月末現在)

事前登録者 延べ224名(平成31年3月末現在)

4. 生活支援体制整備事業

高齢者の介護予防、生活支援サービスの充実に向けた地域の体制づくりを進めるため、生活支援コーディネーターの配置および協議体を設置(活動の推進)します。(平成28年4月活動開始)

〔生活支援コーディネーター業務委託先〕

(福)長浜市社会福祉協議会

〔市域全域(第1層)協議体〕

長浜市支え合いの地域づくり推進委員会

○長浜市介護認定審査会

1. 概要

長浜市介護認定審査会は、介護保険法に基づき介護保険被保険者の要介護認定および要支援認定に係る審査・判定をする長浜市の附属機関です。

本市では、公平・公正かつ迅速に審査・判定を行うため、広域的な取組として長浜市および米原市の共同設置で「湖北地域介護認定審査会」の運営を行ってまいりましたが、平成31年3月31日をもって共同設置を廃止し、平成31年4月1日より長浜市単独による『長浜市介護認定審査会』を設置しました。

所在地 長浜市八幡東町632番地 長浜市役所内

2. 構成

医療・保健・福祉の各分野で豊富な知識・経験を有する人を介護認定審査会委員に委嘱・任命し、多面的な視点による審査を実施しています。

委員数 84人（医療分野30人、保健分野35人、福祉分野19人）

合議体数 16合議体

審査会開催数 185回（令和元年度予定）

3. 審査判定の状況

年度	区分	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	取消	再調査	2次判定での変更		
													上方変更	下方変更	変更合計
H26年度	件数	15	541	1,066	1,100	1,440	767	663	553	6,145	0	4	247	115	362
	割合	0.2%	8.8%	17.3%	17.9%	23.4%	12.5%	10.8%	9.0%		0.0%	0.1%	4.0%	1.9%	5.9%
H27年度	件数	23	595	1,113	1,202	1,419	788	651	579	6,370	0	0	229	133	362
	割合	0.4%	9.3%	17.5%	18.9%	22.3%	12.4%	10.2%	9.1%		0.0%	0.0%	3.6%	2.1%	5.7%
H28年度	件数	22	541	1,092	1,193	1,228	783	688	566	6,113	0	0	186	126	312
	割合	0.4%	8.8%	17.9%	19.5%	20.1%	12.8%	11.3%	9.3%		0.0%	0.0%	3.0%	2.1%	5.1%
H29年度	件数	20	443	817	973	1,088	825	696	580	5,442	0	0	170	90	260
	割合	0.4%	8.1%	15.0%	17.9%	20.0%	15.2%	12.8%	10.7%		0.0%	0.0%	3.1%	1.7%	4.8%
H30年度	件数	22	454	904	1,059	1,161	746	671	545	5,562	0	1	184	72	256
	割合	0.4%	8.16%	16.25%	19.0%	20.87%	13.41%	12.06%	9.8%		0.0%	0.02%	3.31%	1.29%	4.60%